浜芦屋町 24-1 の宅地開発計画に関する請願書



[請願の理由]

派芦屋町 24-1 の宅地開発計画は周辺の住環境に著しい影響を及ぼすと考えています。敷地のほぼ全面を西側の道路面まで盛士をして、東西約 30m、商北約 23m、高さ 4m もの嫌璧を新設する計画です。

この地域は第1種低層住居専用地域に指定されており、建ぺい率と容積率はそれぞれ40%と80%です。第1種高度地区で10mの高さ制限や最も厳しい高度斜線の規制もあり、建物の外壁も敷地境界から1m以上後退させる必要があります。

芦屋市において最も厳しい規制の地域となっていますが、住居地域としては最 も住環境が守られた地域です。今回の宅地開発計画は周辺の住環境に著しい影響 を及ぼし、健全で快適な住環境の維持、保全及び育成が困難となります。

また、西側の隣接する道路は国道 43 号線から南芦屋孫に向かう主要な道路で交通量が多く、精道小学校の通学路でもあります。工事に当たっては、工事車両などによる交通規制の影響や、安全対策も十分に考慮しなければなりません。

周辺住民は再三再四にわたり事業主であるダイイチファイナンシャルグループ 住宅販売有限会社に対して宅地開発計画についての詳細な情報の提供を求めてい ますが、多忙を理由に拒否され続けています。

[請願項目]

- (1) 第 1 種低層住居専用地域や高度地区などの規制により住環境が守られた地域であることを考慮した宅地開発とすること
- (2) 芦屋市住みよいまちづくり条例に基づき、地域の特性及び周辺の住環境に配慮した、健全で快適な住環境の維持が可能な宅地開発とすること
- (3)事業主は工事による交通規制などの影響や交通安全対策について詳細な情報を周辺住民に提供し、周辺住民とその内容について十分な協議を行うこと
- (4)事業主は必要な図書を用いて宅地開発計画の詳細な情報を周辺住民に提供し、 周辺住民とその内容について十分な協議を行うこと

令和5年8月24日

芦屋市議会議長 帰山 和也 様

請願者 住 所 芦屋市浜芦屋町

団 体 名 浜芹屋町三番地区の景観と住環境を守る会

代表者名 宮家 慎弥

紹介議員

福井利道、田原俊秀寺前尊文。年野真雄